

## 埼玉県産業振興公社海外E C活用支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下「公社」という。）は、コロナ禍においても県内企業が安心・安全に海外販路を拡大できるよう、海外E Cサイトを有効活用して販路開拓に取り組む県内中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 埼玉県内に本社又は主要な事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者）
- (2) 埼玉県内の企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合、又は法人格を有しない団体であって公社が特に適当と認める団体

### (補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が実施する、次の各号に掲げる要件を全て満たした取組とする。

- (1) 海外の消費者への新たな販路の開拓又は販路の拡大に向けて、海外が仕向地である物販用E Cサイトに出店すること。
- (2) 販売に適した商品・サービスの開発・改善、販売方法の工夫・改善、市場調査や助言の活用など、販売促進に向けた新たな取組を行うこと。
- (3) 一過性ではなく、将来にわたる継続的な海外ビジネス展開につながる取組であること。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表1のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費は除く。

- (1) 本事業の交付決定以前に着手した取組に要した経費
- (2) 国又は埼玉県の他の補助制度の交付対象と重なる経費
- (3) 機械又は備品購入費
- (4) 送料・為替手数料・販売手数料
- (5) 消費税

### (補助率等)

第5条 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、上限額を50万円とする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による補助金交付申請書及び別に定める必要書類を公社に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請書の提出期限は、公社理事長が別に定める。

(交付決定)

第7条 公社理事長は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対して、速やかに様式第2号による交付決定通知書を交付するものとする。

(計画の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下、「補助事業者」という。）は、交付決定の対象となった補助事業の内容に変更が生じたときは、様式第3号による事業計画変更承認申請書を公社理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公社理事長は、前項の規定による変更申請があったときは内容を審査し、適当と認められたときは、様式第4号による事業計画変更承認書を補助事業者に通知する。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、あらかじめ様式第5号による事業中止（廃止）承認申請書を公社理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業を中止しようとする場合

(2) 補助事業を廃止しようとする場合

2 公社理事長は、前項の規定による事業中止（廃止）申請があったときは内容を審査し、適当と認めるときは、様式第6号による事業中止（廃止）承認書を補助事業者に通知する。

(交付決定の取消)

第10条 公社理事長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、様式第7号による交付決定取消通知書を補助事業者に通知し、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請又は報告を行った場合

(2) その他、この要綱の規定に違反した場合

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、様式第8号による実績報告書に必要な書類を添付して、公社理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業等の中止・廃止の承認を受けた時を含む。）した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までとする。

(補助金額の確定)

第12条 公社理事長は、前条により提出された書類を審査し、申請内容が適正であると認めた場合は、予算の範囲内において補助金の額を確定し、様式第9号による補助金の額の確定通知書を補助事業者に交付する。

(補助金の支払い)

第13条 補助金の支払いを受けようとする補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して5日以内に、様式第10号による補助金交付請求書を公社理事長に提出しなければならない。

(調査の受諾)

第14条 補助事業の適正を期すために、補助事業者は、補助事業終了後5年間は補助事業の実施結果に関する調査に応じることを受諾するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（補助対象経費）

項 目	備 考
<p>海外サイトへの出店に当たり新たに必要となる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) コンサルティング費</li> <li>(2) 商品改良費</li> <li>(3) 外国語版ホームページ作成費</li> <li>(4) 海外ECサイト出店経費</li> <li>(5) マーケティング・広報費</li> <li>(6) その他事業の実施に必要と認められる経費</li> </ul>	<p>「(5) マーケティング・広報費」は、(1)～(4)のいずれかと併せて実施するものであること。</p> <p>「(6) その他事業の実施に必要と認められる経費」については、事前に対象経費に該当するかを公社に確認すること。</p>

様式第1号

## 埼玉県産業振興公社海外E C活用支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先)

公益財団法人埼玉県産業振興公社  
理事長

所在地

名称

代表者 職氏名

印

埼玉県産業振興公社海外E C活用支援事業補助金については、同要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 海外E C活用支援事業計画書
- (2) 定款またはこれに準じるもの
- (3) 直近の決算書
- (4) 会社案内またはこれに準じるもの



(2) 補助を活用して取り組む内容

取組内容：

実施計画及び目標（海外売上金額や販売件数、海外販売比率など）

1年目：

2年目：

3年目：

(3) 海外ECサイトに出品する製品

※複数ある場合は適宜行を追加して記入してください。

製品名： (JANコード： )

概要：

特長（強み）：

市場性：

(4) 海外展開の推進体制

担当人員：

組織体制：

(5) 補助金の活用で見込まれる効果

(例：商品開発ノウハウの習得、テストマーケティング、広報の強化など、具体的に)

特記事項

(初の海外進出、他社にない画期的な取組などアピールできることがあれば記入)



3 経費内訳

(単位：円)

支出科目 (経費区分)	補助事業に要する経費 (消費税除く)	積算明細
(1) コンサルティング費		
(2) 商品改良費		
(3) 外国語版ホームページ 作成費		
(4) 海外E C出店経費		
(5) マーケティング・広報費		
(6) その他経費 ・ ・ ・		
合 計		

様式第2号

埼産振第 号  
令和 年 月 日

令和 年度埼玉県産業振興公社海外E C活用支援事業補助金交付決定通知書

様

公益財団法人埼玉県産業振興公社  
理事長

令和 年 月 日付けで申請のあった埼玉県産業振興公社海外E C活用支援事業補助金については、同補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

1 交付金額 金 円

2 支払方法 精算払い

3 条件

- (1) 補助事業が当該年度2月末までに完了する見込みがなくなったとき又はその遂行が困難となったときは、すみやかに書面によりその旨を理事長に報告して、その指示を受けること。
- (2) 補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付の決定の内容又は条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無に関わらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (3) 埼玉県産業振興公社海外E C活用支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号

## 事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日

(あて先)

公益財団法人埼玉県産業振興公社  
理事長

所在地  
名称  
代表者

印

令和 年 月 日付け埼産振第 号により補助金の交付決定を受けた埼玉県産業振興公社海外EC活用支援事業については、下記のとおり変更したいので、同要綱第8条の規定により承認を申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

様式第4号

埼産振第 号  
令和 年 月 日

## 事業計画変更承認書

様

公益財団法人埼玉県産業振興公社  
理事長

令和 年 月 日付けで変更申請のあった埼玉県産業振興公社海外EC活用支援事業補助金に係る補助事業の内容の変更については、同補助金交付要綱第8条の規定により、申請のとおり変更を承認します。

様式第5号

## 事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）

公益財団法人埼玉県産業振興公社  
理事長

所在地  
名称  
代表者

印

令和 年 月 日付け埼産振第 号により補助金の交付決定を受けた埼玉県産業振興公社海外EC活用支援事業については、下記のとおり中止（廃止）したいので、同要綱第9条の規定により承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）理由

2. 今後の見通し

様式第 6 号

埼玉産振第 号  
令和 年 月 日

## 事業中止（廃止）承認書

様

公益財団法人埼玉県産業振興公社  
理事長

令和 年 月 日付けで中止（廃止）申請のあった埼玉県産業振興公社海外EC活用支援事業補助金に係る補助事業については、同補助金交付要綱第9条の規定により、申請のとおり中止（廃止）を承認します。

様式第7号

埼産振第 号  
令和 年 月 日

## 交付決定取消通知書

様

公益財団法人埼玉県産業振興公社  
理事長

令和 年 月 日付け埼産振第 号により補助金の交付決定をした埼玉県産業振興公社海外EC活用支援事業については下記の理由のとおり、同要綱第10条の規定により交付決定を取り消したので通知します。

記

交付決定取消事由

様式第8号

令和 年度埼玉県産業振興公社海外E C活用支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

(あて先)

公益財団法人埼玉県産業振興公社  
理事長

所在地  
名称  
代表者

印

令和 年 月 日付け埼産振第 号により補助金の交付決定を受けた埼玉県産業振興公社海外E C活用支援事業が完了したので、同要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

事業内容	
補助事業に要した経費	



別紙1

補助事業結果報告書

1 補助事業の経過

(1) 補助事業の担当者

氏名

職名

所属

(2) 補助事業の期間

開始 令和 年 月 日

終了 令和 年 月 日

(3) 補助事業の実績（海外売上金額や販売件数、海外売上比率など）

2 補助事業の成果

(1) 補助事業の成果

(2) 今後の課題

別紙2

1 支払明細表

(単位：円)

支出科目 (経費区分)	補助事業に要した経費 (消費税除く)	積算明細
(1) コンサルティング費		
(2) 商品改良費		
(3) 外国語版ホームページ作成費		
(4) 海外EC出店経費		
(5) マーケティング・ 広報費		
(6) その他経費 ・ ・ ・		
合 計		

2 添付書類

- ・事業に要した経費の支出を証する書類の写し

様式第9号

埼産振第 号  
令和 年 月 日

令和 年度埼玉県産業振興公社海外E C活用支援事業補助金の額の確定通知書

様

公益財団法人埼玉県産業振興公社  
理事長

令和 年 月 日付けで提出のあった埼玉県産業振興公社海外E C活用支援事業補助金実績報告書を検査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、同要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額	
減額理由 (減額した場合のみ)	

様式第10号

## 補助金交付請求書

金 円也

令和 年 月 日付け埼産振第 号により補助金額の確定を受けた埼玉県産業振興公社海外EC活用支援事業補助金について、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

(あて先)

公益財団法人埼玉県産業振興公社  
理事長

所在地  
名 称  
代表者 印

(振込先)

金融機関	
口座種別	
口座番号	
ふりがな 口座名義	